

警戒区域等の見直しに関する住民説明会開催概要（メモ）

- 日時・場所
平成 24 年 4 月 7 日（土）13:00～14:30 道の駅南相馬ホール
平成 24 年 4 月 8 日（日）15:00～16:30 鹿島区さくらホール
平成 24 年 4 月 9 日（月）19:00～20:30 原町二中体育館
- 出席者
市長、副市長、小高区役所長、復興企画部長、復興担当理事、除染対策課長、水道課長、下水道課長、危機管理課長（事務局）
- 説明内容
警戒区域、避難指示区域等の見直しについて（危機管理課）
警戒区域解除後の立ち入り時の注意事項について（危機管理課）
質疑

【4月7日説明会概要】

<説明会（第1回）概要>

- 時間 13:00～14:55
- 出席者 市長、副市長、小高区役所長、復興企画部長、復興担当理事、除染対策課長、水道課長、下水道課長、危機管理課長（事務局）

① 桜井市長挨拶（主なコメント）

- 震災で亡くなられた方々に哀悼の意
- 原発事故に際して、政府から避難指示（3/12時点）は来ておらずテレビで確認、20キロ圏の小高区、原町区の一部の方々には自分の判断で政府の連絡が来る前に避難してもらった。避難されたの方々には不便を掛けてしまい申し訳ない。
- 今回、国の原子力市街対策本部から警戒区域解除の通知がされた。
- 今回の解除は家に帰れるということではない。
いままで行っていた一時立ち入りという手続き無しに区域内に入れるということで、規制が解除された訳ではない。
- 自宅には寝泊まりは出来ないが、飯館村のように操業の再開は出来るようになった。ただし、インフラ等の整備が必要なので整備が整ったところからの再開となる。
- 今回の見直しにより避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域

の3区域に分かれるが、南相馬市で帰還困難区域に該当するのは1世帯。

- それ以外については4月16日から制限無しに立ち入る事が出来る。
- 警戒区域解除前に説明会が無かったとのお話をいただいているが、今回の解除はあくまでも立ち入り制限の解除であり、直ぐに住める状態になったというものではない。いままでどおり避難指示であるということには変わりはない、住民の皆さんが住めるようになるときは避難指示解除準備区域が解除になるとき。
- 解除される時はインフラが十分に整って、国による解除指示を受けてから。
- 住民の皆さんからいただいたご意見は国と十分に協議してまいりたい。

② 担当者からの説明（危機管理課）

資料1～6に基づき説明。

③ 主な質疑内容

（住民）小高地区に特定避難勧奨地点を設定するのか。

（市長）特定避難勧奨地点についても国が設定するもの。南相馬市においては、住民からの強い要望もあり、50cmでの空間線量2マイクロシーベルト毎時を設定。なお、今回の解除に当たって新たな勧奨地点の設定は考えていない。というのも、今回の解除をもって直ぐに住む事になる訳ではなく、避難は継続しているため。また、解除にともない、南相馬市消防署の見回り体制も24時間とするように指示した、さらに区域との出入りを今までどおり3箇所（国道6号、旧国道、市道（馬事公苑））に限定するなど区域の防犯体制の強化も図ることとしている。

（住民）自宅の掃除の際に、水はどれくらい使用できるのか。

また、浪江側から入れるのか。

（市担当）水を大量に使用するのは控えていただきたい。また、浪江側からは入れない。

（住民）準備区域内の住宅で使用する電気は無料か。

（市担当）東北電力に通常使用の範囲であれば無料にさせていただくようお願いしている。

（住民）家のメンテナンスは誰が責任をもって行うのか。

（市長）私は国ないし東電が責任をもって行うべきだと言う申し入れを現在も国に対して行っている。

（住民）本日の説明会は国が来てくれると思っていた。

また、高速道路を早急に作るべき。

（市長）野田総理にも1月8日に南相馬に来ていただいた際に、常磐高速の工

事が止まっていた南相馬インターチェンジ南側にも入っていただいた。その際に工事の再開を約束してもらい2月に工事再開の発表があったところ。現在は工事を行っている。また、前の国交大臣の前畑大臣ともお話をした。前大臣からは3箇所の高線量地域の除染を7月までに進める。そして、南相馬以南の富岡までの区間の工事を早急に作れるように努力をするという話をいただいている。さらに、避難道路としての位置づけとして小高スマートインターチェンジも含めた小高区内での常磐自動車道への接続についても要望している。結果として、箇所付けを協議する段階に入っているとのこと。

(住民) 警戒区域解除の前にどうして住民の声を聞かなかったのか。

(市長) 警戒区域が解除されなければ作業員も入れず本格的な復旧工事が出来ない。除染作業も出来ない。警戒区域が解除されて初めて作業員も我々と同様に出来るようになる。なお、小高区内の事業者からは解除の要望が出されていた。というのは飯舘で操業できるのに何で小高では操業できないのかという声が我々に寄せられていた。

(住民) 原発事故が収束していないのに戻って大丈夫なのか。また地震等で原発に問題があった際には私たちは何処に避難すれば良いのか。また、原発事故が本当の意味で安全と言えるまでには40年以上かかるかもしれない。しかし、我々はその時までキチンと補償してもらいたいと思っている。

(市長) 原発が収まるまでということは廃炉までの話となる。国に話はしたいが、ここで確約出来るものではない。国の方が冷温停止を継続できるという確信の元で我々に解除の指示を出したと認識している。

<説明会（第2回）概要>

- 時 間 15:00～16:50
- 出席者 副市長、小高区役所長、復興企画部長、復興担当理事、除染対策課長、水道課長、下水道課長、危機管理課長（事務局）

① 副市長挨拶

[市長コメントと同様]

② 担当者からの説明（危機管理課）

資料1～6に基づき説明。

③ 主な質疑内容

- (住民) 地域パトロールはどの様に編成するのか？
- (市担当) 地域パトロール（見守り隊）については、警察の警ら、消防の巡回と併せて実施するもの。地域を4つの地域（小高東部、小高中部、小高西部、原町）にグループ分けをして、グループ毎に地域に熟知している人8名を各地域の行政区長にお願いして選任・編成する。
- (住民) 地域消防団に話が入っているのか。
- (市担当) 事前に話をした。小高には消防団が360名登録されているが、避難を余儀なくされて地元に残っている人は約30%程度だったため、話をしたが、消防団からのオーダーが無かった。そのため、行政区長とも相談して地域に熟知している人からの選任とした。
- (住民) 知り合いの消防団員に話を聞いたが、そんな話は聞いていないと言っていた。「その様な組織が出来るのであれば離れ離れになっている人達との繋がりも戻るのでやりたいと」言っている消防団員もいるので再度検討してもらいたい。
- (市担当) 消防団の末端まで話が行っていたかは承知していないが、消防団に話をしたのは事実。パトロールも1か月や2か月で終わるものではないため検討したい。
- (住民) 桜井市長のガレキに対する考えについて教えてもらいたい。
- (市担当) 小高区の場合、区域内にガレキの仮置場を3か所設置して集める。一年間そのままにしていた家庭ゴミや草刈りの草についても仮置場に集めてから処分したい。
- (住民) 20キロ圏内のガレキを一般ガレキとして考えているのか、放射性ガレキとして考えているのか教えてもらいたい。
- (市担当) 災害ガレキのうち、地震、津波が原因のものは、一般廃棄物となり、市町村の責任において処理することになっているが、今回の警戒区域内のものについては、国が責任をもって処理することになっている。区域内のガレキは一旦仮置場に集めて、リサイクルや処分することになる。廃棄物は仮置場から搬出するときは国の基準で100ベクレル以下のものは処分出来ることになっているため、基準を超えるものについては処分出来ない。
- (住民) 宿泊についての概念は？23時でも24時でも寝なければ宿泊にならないのか。
- (市担当) 国は宿泊が駄目だと言うだけで宿泊の定義はハッキリしていない。個人の良心にお任せしか無いと思う。
- (住民) 夜遅くまで滞在が出来るとなると、その様な人の対応まで見守り隊が

行うのか。

- (市担当) 対応は警察など経験がある者が実施。見守隊はその前段階の対応。
- (住民) 家の片づけなどをしていると、夜10時以降になってしまうこともあると思う。他の地域では通行許可証などもあることから、その日に一度チェック受けたら2回目以降は簡単なチェックで可能な様な形にならないか。自宅以外のところにも行く可能性もあり、その都度チェックを受けて確認に時間が掛かるのは負担。
- (市担当) 身分証明書を出す検討はしたが、工事関係者等にも出す必要が出てくるため管理が出来ないと判断した。小高の住民であれば免許証を見せれば分かってもらえるのではないかな。また、自宅以外の場所には暗くなってからは入らない強い意志を持っていただきたい。
- (住民) 除染について、自宅の空間線量を測ったら1~2マイクロシーベルト毎時あった。国はどこまで下がるまで除染をやってくれるのか。業者任せでは無くて、誰が最後まで監視するのか。また、市は国任せではなくて市も一緒になって対応していただきたい。
- (市担当) 警戒区域内は国で除染することになる。どこまで下げるということについては、南相馬市で作成している除染計画では、生活圏において2年間で現在の数値の半減を目標としている。将来的には年間1ミリシーベルトにすべく国にもお願いしている。
- (住民) 線量計について、先ほどの市長の話では6月まで住民に配布出来ないと言っていた。各行政区長には配布されているとの事だが区長が誰なのかも分からないのでどの様に確認すれば良いか。
- (市担当) 4月2日に行政囑託員の任命をしたところなので、近々、市の公報でお知らせしたい。
- (住民) 下水道の復旧は何時ごろになるのか。また、若い人達がどれくらい戻りたいのかアンケートなどの結果があったら知りたい。本日の新聞で小高地区では大手のフジクラゴム、コニカファイン、東洋通信機が撤退するとの報道があった。この3社を合わせると約500~600名の雇用が失われることになる。働くところも無く、放射能も残るところに若い人たちが残るのか。それに対して市はどの様に対応するのか。
- (市担当) 下水道管は西町地区、南町の一部について流れない形になっている。対応については応急仮設にはなるが、コンパクトによって下流域のマンホールに流しながら対応したいと考えている。処理場については、岩手や宮城でも行っている応急的な放流で対応したい。
- (市担当) 水道について、小高については中心部の小高上水道、他に北部簡易

水道、西部簡易水道の3つに分かれている。配水管については調査を始めたところ、水道については一気に全部を復旧することは出来ない。まず大きい道路にある主管を復旧して、その後、枝管を復旧することにしている。修理の際には各家庭にある栓を止める必要があるため、現在はその調査をしているところ。

復旧の見通しについては、小高上水道については、工事に入ってから1年くらいは掛かると考えている。北部簡易水道は工事に入ってから約半年、西部簡易水道は約9か月と見込んでいます。

(市担当) 水道、下水道も現在調査をしており、4月16日になったら工事に入ると理解して欲しい。水道は1年掛かると言ったが復旧したところから水を流すので一番最後のところまでが1年と考えてもらいたい。市民へのアンケート調査は、この場で時期までハッキリと伝えられないが、一つは原子力施設の状態が今よりも悪くならないこと、もう一つは、小高の除染が目に見えてどこまで進んだかが分かるようになったか、最後に上水道、下水道含めてインフラの見通しが見えてきたところでアンケートを取るべきだと考えている。

企業については、企業力学があり非常に残念。市としては地元で頑張ってもらうために努めたい。昨日、ちょうど国の要請を受け対応したところだが、区域内の従業員が概ね10名以上の企業50社を調査したところ、うち22社が区域に戻って事業の再開を望んでいる。新しい企業としては放射線関連企業の誘致は考えられるが、それ以外は難しいかもしれない。地域の中小企業に頑張ってもらって地域の雇用確保に努めていただくしかないと思っている。

(住民) 家の除染は何年目途に終わるのか。自分の家は古く壁も土壁になっている。テレビで見たような除染の方法だと壁が崩れてしまう。補修するにしても除染を待ってした方が良いのか待たなくても良いのか判断出来ない。

(市担当) 国の方でも除染実施計画を作成している。期間については2年間で、平成26年3月までの予定。除染の方法は高圧染浄が出来ないところは拭き取りなど個別に相談しながら実施していくことになると考えている。

(住民) 放射線の被ばく管理について教えて欲しい。

(市担当) 放射線の被ばく管理については、個人の行動パターンがそれぞれなので積算線量計がないと管理は難しい。子供についてはガラスバッジを配布して積算線量を管理出来る体制になっているが、それ以外は難しい。一定の目安としては、自宅の空間線量は分かっているのでそれ

- を簡易的に計算することは出来るのではないかと考えている。
- (住民) 国は自由に入っても良いよと言っているが、どのくらいの時間入っていて良いのかがわからない。
- (市担当) 国の大きな基準としては、年間20ミリシーベルトを超えないこととなっている。
- (住民) 除染について、新聞等では1軒あたりの金額が70万と言っているが、大手ゼネコンの見積もりでは500万とかけ離れている。70万円超えたから終わりということにはならないのかが心配。また、除染を26年3月までに終了するとしているが山なども含めてどのように除染するのか教えてほしい。
- (市担当) 福島県の標準の家屋の面積が400㎡程度で、これを除染するとだいたい70万円くらいになるというもの。これ以上大きい家は金額も大きくなる。また、山側の除染について、山側は帰還困難地域となっており今回の除染対象外となっている。農地の除染については25年度以降に除染することになっている。
- (住民) 除染の方法について、小高区では線量の低い方から行うと聞いている。私はこのやり方は間違いだと思っているが。
- (市担当) 国で除染計画を作っていて、国の案だと線量の高いところの西側から行うことになっている。
- (住民) 私の聞いている話だと、原町は西側から実施して行き、小高は線量の低い東側から行うと聞いているが。
- (副市長) 全くご指摘のとおりで私も線量の高いところから除染は行うべきだと考えている。
- (住民) 話を聞いていると、国と協議、国が行うなどもっと市の独自性を出して欲しい。
- (市担当) 除染を早急に進めるように市としても考えていきたい。
- (住民) 今回の解除の前提となっている基準は子供のいる若い世帯を対象とした形になっていない。これでは若い人たちは戻ってこない。
- (市担当) 今回の避難指示解除準備区域の基準である年間20ミリシーベルトは大人も子供も同様のもの。
- (住民) インフラも整備されていないのにどうして避難指示解除準備区域を指定するのか。その前に住民にアンケート調査をするべきではないのか。
- (市担当) 4月16日の解除後でないとインフラ整備が出来ない。除染についても目標は1ミリシーベルトなので、それに向けて除染を行っていきたい。アンケートについてもインフラ等の整備が進んだ段階で行いたい。

(住民) 南相馬は他の双葉郡との足並みが揃っていないように感じる。今後のことを考えると双葉地区の町村長さん達との足並みを揃えて行くことが大事。例えば、国へ雇用に繋がる事業の要求とかは具体的にあるのか。また、モデル地区など除染が進んでいると思うが除染の費用対効果は？本当に除染の効果はあるのか。あと、自由に出入り出来ることで一番気になるのは防犯と消防のこと、今、飯舘村が出入り出来てパトロールもしていると思うが、飯舘村の現状はどの様になっているのか。市として把握しているのか。警察がどのくらい配備されているのかなど。夜だけでも3箇所の出入り口に警察を配備するなどの対処を行った方が良いのではないか。

(市担当) 高速道路の整備など双葉地方とは協業している。費用対効果よりも除染をしっかり行うことが大切。防犯パトロールについては、小高を警らする警官の数は明らかにされていない。しかし前線基地は小高区役所に置く。小高区役所のスペースはそれなりの広さなので、相当の数がいるものと考えている。

(住民) 4月16日以降も電気料金は当面は免除されると考えているがそれで良いのか。

(市担当) 24時間使用している場合は別だが、通常の使用状態なら免除する様に電力に要請している。

【4月8日開催概要】

- 時 間 13:00～14:55
- 出席者 市長、副市長、小高区役所長、復興企画部長、復興担当理事、除染対策課長、水道課長、下水道課長、危機管理課（事務局）

① 市長挨拶

〔前日の市長コメントと同様〕

② 担当者からの説明（危機管理課）

資料1～6に基づき説明。

③ 主な質疑内容

(住民) ①住民への周知が徹底できていないようだが。②年間の被ばく線量が1ミリシーベルトを超えてしまうことに対する見解。③与党内でも原発収束に関する意見は分かれているが市長の見解は。④6号線が通れ

ない今、常磐高速を早期に開通させるべきではないのか。⑤南相馬市民は原発事故前の数値、0.02~0.05 マイクロシーベルト達成をもって事故収束と考えているがいかがか。

(市長) ①周知の問題について、市内から市外に避難している方が2万5千人弱いる。一方、警戒区域内の居住者は約1万4千人いた。仮設住宅等での懇談会も要望がある度に自ら出向いて説明しているが全ての避難住民に対して説明するのは非常に難しい作業。②職員から後ほど説明。③原発が収束しているとは考えていない。原発事故に対して再避難をする必要があるか否かについては国に強く聞きただしてきたところ、国からは、その様な状況には無いと言う回答を得ている。今回の警戒区域解除措置については、その様な状況にあることから、一次立入の延長上として、警戒区域の解除と新たな区域の設定がなされたもの。④野田総理にも1月8日に南相馬に来ていただいた際に、常磐高速の工事が止まっていた南相馬インターチェンジ南側にも入っていただいた。その際に工事の再開を約束してもらい2月に工事再開の発表があったところ。避難道路としての位置づけとして小高スマートインターチェンジも含めた小高区内での常磐自動車道への接続についても要望している。⑤子供達への健康不安もあることから外部被ばくの問題と内部被ばくの調査について南相馬市が県内で一番最初にホールボディーカウンタを設置して検査態勢を取ってきている。また、子供達については追跡調査を行う体制も取っているし、新たなホールボディーカウンタの設置も予定している。

(市担当) ②、⑤国の最終的な目標値は1ミリシーベルト。私達も被ばく量は出来るだけ少なくなる様に努力していかなければいけないと考えている。

(住民) 原発が安定期に入っておらず線量も高い地域があるのになんで管理区域を設定しないで、線量計も渡さず解除するのか。また、モデル事業は3年だと言っているが、除染も進んでいない中で本当に仮置きに進むのか疑問。

(市長) 線量計の配布については3月議会の承認も経て全戸配布が決定した。ただ、いま2万世帯を超える発注をしているが生産が追いついておらず6月までずれ込むとの報告を受けている。順次購入できたものから住民には配布していきたい。なお、自治体の会長や行政区の区長には既に線量計を配布している。モデル事業を含めた3年の問題は細野大臣が福島県の全ての市町村長を集めて明言したものの。

- (市担当) モデル事業については、仮置き場を市内に設置し3年間搬入したい。警戒区域内については、国が除染するが、それ以外の地域については市で除染計画を策定して実施。
- 仮置き場の候補地については、市の方で周辺住民に説明をして理解を得ようとしているが難しい状態。当初、市としては施設の候補地を原町区と鹿島区に一つずつ作りたいたと考えていたが、周辺住民から、「何で線量の高いものを低い地域に持って来るのか」との意見もあり、市内複数箇所に仮置き場を分散設置をして除染を進めて行きたいと考えている。
- (住民) 警戒区域内の住宅において、一次帰宅の際に被害に受けていた場合や火災など発生した場合、国への補償はどのようになっているのか。市として要望しているのか。また、16日以降の出入りは24時間でも良いのか。宿泊はダメだと言っているのだから時間の制限を設けるべきではないのか。あと、防犯についても防災についても責任の体制を明確にしておかないと問題が発生したら騒動になると思う。最後に、福島第一原発1～4号機の中の状況は、直接確認することが出来ないで誰一人として把握している人はいないと思う。データを見て推測しているだけ。小高区の防災無線は16日以降稼働するのか。
- (市長) 防犯体制については一番気を配っているところ。警察に対しても24時間体制で今まで以上の警らをお願いしている。消防小高分署についても16日以降は24時間体制を取るよう指示。火気については厳禁である。東電の原発の状況については、出来るだけ状況を把握するために国に要請しており、国からも情報提供いただいている。
- (市担当) 津波災害で被害を受けた場所以外は防災無線の稼働は可能。区域内に入れなかったことによる被害、火災についての賠償は国に要望しているところ。
- (住民) 国への要望は昨年10月からおこなっているはず。火災保険に入りたくても実際に家に住んでいないと保険には入れない。中には今回の区域解除を受けて火災保険に入らなければならないのではと考えている人もいる。今後は様々な人が入ってくる中で、国で補償しなかったら市で補償してくれるのか。
- (市長) 責任等の問題については国、東電が持つ事が当然だと思っている。
- (住民) 原発内で働いていたが現在の除染は気休め。
- (市長) 警戒区域外で学校の除染を進めてきた。一時期は空間線量が0.6～0.8あった小学校も今では0.23を下回ってきた。警戒区域内の除染は国が行うが、市で行う区域外と同じスピードで行ってもらおうように国に要

望している。

- (住民) 家の周りだけ除染してもダメ。線量の高いところから降ってきてまた同じようになってしまう。除染費用を国では70万と言っているがとても収まる訳がない。除染をしっかりとしないと若い人達は戻ってこない。
- (市担当) 除染をする前には除染方法の確認もしてもらい立会いもしてもらう予定。
- (市担当) 今回の除染では面的な除染を進めていく。住宅地、住宅周り、農地、道路等の除染が予定されている。
- (住民) 先日、小高区役所から放射線量の調査結果をもらった。玄関先1cmで5.05マイクロシーベルト、1mが3.63という数字をいただいた。玄関先に入る際にどの様な対応をすれば良いのか。神山部落には5を超えるの住宅が3軒ある。市に聞いても対応は国がやることだからと詳細な説明は受けていない。
- (市長) いま、原町区でも神山地区と同様に線量が高い地点を特定避難勧奨地点として指定して優先して除染を進めることにしている。小高区についても同様に線量の高いところから除染を進めることにしている。この中で警戒区域については国が除染を進めると私たちに申し立てているが計画が遅れているので、市が実施する区域外の原町区、鹿島区と同様のスピードで除染を進めるようお願いしている。
- (住民) 神山地区は管理区域に該当するので管理区域の設定を受けるように国に働きかけていただきたい。16日に解除するところの中にも管理区域の対象となる高い線量の場所が沢山でてくるはずなので国に管理区域の指定を受けるように強く働きかけてほしい。市長は除染は国が行うと言っているが、4月5日の新聞には高圧染浄は対象外とある。この件に関する説明をいただきたい。
- (市長) 国の方は責任を持って除染をすると言っているのもそれ以上のものはない。また、市として追加除染する予定はない。なお、管理区域とは何の事か、区域を指定するのは国である。具体的に管理区域とは何のことか。
- (住民) 年間5.2ミリシーベルトを超えるところは管理区域に設定して、厳格な管理のもとに立入を行うという位置づけということ。であれば、神山は当然入るはず。
- (市長) 国に申し入れはするが、今回、国から指定された準備区域等の3地域は先ほどの線量に基づき設定されたもの。
- (住民) 国が除染をやると言っているが、仮設の借り上げ期間は2年と聞いて

いる。家を津波で流された人など本当に2年で帰れるのか。また、どのくらい延長することは出来るのか。

(市長) 仮設は概ね2年という指摘をされましたが、今回の原発事故が2年で収束するとは概ね想定できない。我々としても仮設が2年で出て行かなくてはいけないということについては申し入れをしている。その結果、延長されたから何年という話も受けていない。今のところは延長するように申し入れをしているところ。

(住民) 除染はほとんど国任せ。家庭ゴミ、災害がれきの仮置き場はどの様になっているのか。また、先ほどの話で仮置き場を鹿島区と原町区に設けるという話をしていたが本当か。小高ではないのか。

(市長) 放射性物質の仮置き場と災害がれきの仮置き場と2つの問題がある。現在、原町区も鹿島区も災害がれきについてはそれぞれの仮置き場を設けて分別・処理をしている。警戒区域の解除以降、仮置き場についても国が設置することになっているが、小高区内のものについては小高区に設置する。先ほどは除染の仮置き場を原町区と鹿島区に設けたいという話をしたが、高い線量の地域は地域ごとに仮置き場を設けてもらうように申し入れているところ。これについても、原町区、鹿島区と同様の措置を同じようなスピード感で行えるように国にお願いしている。今後は皆様のところに国としてお願いに上がらなければいけないところ。

(住民) 小高区内の災害がれき置場は分からないのか？

(市担当) 災害がれきについては、沿岸部に3箇所予定をして、国及び各行政区にお願いをしているところ。放射性がれきについては地域内の5箇所を国に見てもらい適切な場所を選定する予定。市としては1箇所という固定観念ではなくて数カ所国に要望している。

(住民) 浦尻行政区の説明会で市の担当が来てここですよと説明している。そういう話は聞いているか。説明は国ではなくて市役所が行っている。先ほどから国、国と言っているが本当に国なのか疑ってしまう。この辺の説明は国が来て是非やってもらいたい。

(市担当) 先ほど説明した沿岸部に3つがれき集積場をお願いしようとしているうちのひとつに浦尻もあがっており、説明をしているところ。国との関係については今後注意していきたい。

(住民) ここの説明会に来れない県内、県外の避難住民にはどの様に周知徹底をするのか。また、小高区民に一時立入証のような証明書を発行していただけないか。

(市長) 周知の方法については、公報を通じて週に9千通づつ2回に分けて発

送している。今回も公報15号の中で今回皆様にお知らせした内容を入れて発送する。また、災害FM、防災メールなどでも周知する。なお、一時立入の問題については検討したい。ただ、県警との打合せが必要となる。

(住民) 何でもっと早くアンケート等で住民の意見を聞いてくれなかったのか。

(市長) 3月30日の決定以降のお知らせになったことにお詫び。ただ、早期解除を求める声もあり国に要望しており今回の解除が実現した。なぜ16日になったかということ南相馬市は他の2自治体と比べて対象人口も多いことから住民への周知期間をとったもの。

【4月9日開催概要】

- 時 間 19:00～20:40
- 出席者 市長、副市長、小高区役所長、復興企画部長、復興担当理事、除染対策課係長、水道課長、下水道課長、危機管理課長（事務局）

① 市長挨拶

〔前日の市長コメントと同様〕

② 担当者からの説明（危機管理課）

資料1～6に基づき説明。

③ 主な質疑内容

(住民) 市のホームページなど、今回の内容説明に関して情報公開が遅いのではないか。

(市担当) 本日より市のホームページに掲載。また、市の広報誌においても周知することになっている。

(住民) 住宅修理での保障はどうなっているのか。

(市長) 震災直後に原発事故が発生して避難させられたために住宅の傷みが進んだのは事実。国には住宅修理の補償を行うように確認しているところ。

(住民) 福浦小学校が廃校になるという話を聞いたが本当か。

(市長) そのような事実は無い。鹿島区でも真野小学校が被災して同様の話が来ていたが否定している。

(住民) 説明資料では除染は国が行うということだが、家の周辺も含めて自宅

の除染は国が行い私たちは除染を行う必要は無いという理解で良いのか。

- (市担当) 警戒区域内の除染は国が行います。
- (住民) 国は1ミリシーベルトになるまで行うという理解でよいか。また、除染は何時から始めて、どの様な方法で、何時まで行うのか。
- (市長) 警戒区域外については市が行うが、警戒区域内は国が行う。目標値としては、年間1ミリシーベルトを目指して行うということになる。市が行う区域外については、1回目の除染で半減を目指し、最終的には1ミリシーベルト以下を目指したい。期間については、市の除染計画では概ね2年間かけて全世帯の除染を行う計画をしており、高い線量の特定避難勧奨地点から順に行うこととしている。国の警戒区域内の除染の方針も線量の高い地域から行うことになっている。1回目の除染については、概ね2年かかるとされている。ただ、国の方針が若干遅れており、市の方針と合わせるようお願いしている。なお、市については4月から仮置場の設置が出来たところからという形になっているが、警戒区域内では、国はまだ仮置場設置まで計画出来ておらず、仮置場設置次第になると思う。
- (住民) 国も県も言っている事は立派だが、やっていることが伴っていない。市長からも住民の代表として国にしっかりと要望して欲しい。
- (市長) 要望は承りました。
- (住民) 警戒区域の解除は国が決定して指示を出したのだから、説明も国の代わり市が行うのでは無くて、国の来て行うべきではないのか。
- (市長) いまのご指摘については、しっかりと国に申し伝えたい。
- (住民) ビニールハウスで農作物の栽培をしているが、ハウス内の作物の処理はどうすればよいか。また、ビニールの張替え費用は国が補償してもらえるのか。
- (市担当) ビニールの張替え費用は国から補償してもらえる。ハウス内の農作物は敷地内に保管していて欲しい。
- (住民) 水質の問題について、5ベクレル以下は大丈夫だと聞いているが、大谷地区で5ベクレル以上の場所があったと聞いているが大丈夫なのか。
- (市担当) 小高地区の水質について、きちんと源水検査も実施しており問題ない。
- (市長) 原町の大谷地区も含めて市内4箇所が高い線量が出たところがあった。それぞれ調査を実施したところ、雨水が入っていたり、落ち葉が入っていたりしたことが原因であり、それ以外のところからは出ていない。